

単身者資格要件（福祉世帯向け・親子近居向け・車いす常用者世帯向け）

次の（１）～（１０）のいずれかに該当し、かつ、共通申込資格（１５ページ参照）のすべての条件を満たしている単身者

親子近居向け募集にお申込みの方は、親子近居向けの申込資格（４１～４４ページ参照）についても満たしている必要があります。車いす常用者世帯向け募集にお申込みの方は、車いす常用者世帯向けの申込資格（４７～４８ページ参照）についても満たしている必要があります。

- （１）年齢が６０歳以上の方 （注）年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。
- （２）身体障がい者
身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が１級から４級までの方
- （３）精神障がい者
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
- （４）知的障がい者
療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方
- （５）戦傷病者
戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第６項症までと第１款症の方
- （６）原子爆弾被爆者
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- （７）生活保護受給者等
生活保護又は、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
- （８）海外からの引揚者
海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き上げた日から起算して５年を経過していない方
- （９）ハンセン病療養所入所者等
平成８年３月３１日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

(10) DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する方

①配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方

②配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

（注：①については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、また、②については裁判所が命令した保護命令の写しが必要です。）

（注）(1) ～ (10) の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。